

4. その他

建築基準法関連

建築基準法・同施行令において、建築材料のうち、「不燃材料」（法2条九）、「準不燃材料」（令1条五）及び「難燃材料」（令1条六）が規定されています。不燃材料は、「不燃性能及びその技術的基準」（令108条の2、通常の火災条件における加熱20分間）において、又、準不燃材料は同基準の加熱10分間、難燃材料は加熱5分間の試験において、以下の要件*を満たすもので、国土交通大臣が定めたもの又は認定したものと定められています。

- 要件* ① 燃焼しないもの
② 防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないもの
③ 避難上有害な煙又はガスを発生しないもの

建築物を建設する地域や建築物の構造、用途、規模、部位などにより、使用できる材料の規定や、内装制限の規定がありますので、ご注意ください。

尚、ビーズ法ポリスチレンフォーム（EPS）は、単体では、建築基準法・同施行令に規定されている不燃材料、準不燃材料、難燃材料にはなりません。

又、JIS A9511（発泡プラスチック保温材）に規定されている燃焼試験は、断熱材としての品質規定であって、建築基準法の規定との関連はありません（B-3参照）。

消防法・酸素指数

- ①発泡ポリスチレン（EPS）は「JIS K7201（酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法）」に定められた酸素指数が26以上の場合には消防法は適用されません。
- ②EPSの酸素指数が26未満で20m³以上を貯蔵又は取り扱う場合は消防法の指定可燃物に該当します。所轄の消防署への届出が必要になります。
- 例：成形品20m³…60倍品（密度17kg/m³）の場合333kg